

津山市勝北文化センター 概要書

津山市では、公の施設である「津山市勝北文化センター」（以下、センターという）の管理業務について、設置目的をより効果的に達成するため、平成20年度から指定管理者制度を導入して管理運営を行なっています。

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称
津山市勝北文化センター（以下「センター」という。）
- (2) 所在地
津山市新野東584番地
- (3) 施設の設置目的、役割等
地域住民の文化と福祉の向上に寄与するため、生涯学習の拠点として設置
- (4) 開館日
平成10年3月 開館
- (5) 敷地面積
17,804.65 m²（勝北公民館・勝北図書館含む「ハートピア勝北」敷地面積）
- (6) 建築面積
1,933.77 m²
- (7) 延床面積
2,638.59 m²
- (8) 施設概要
構造 鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造
大ホール（555席 固定席），小ホール，楽屋1，楽屋2，
リハーサル室（研修室），ギャラリー
野外ステージ，おまつり広場，附属棟（便所・自転車置場・ごみ置場）
駐車場，管理道
※「ハートピア勝北」として同一敷地内にある「公民館・図書館」施設及び
附帯施設の管理は除きます。（別添資料参照）

2 管理運営状況

- (1) 管理形態：指定管理（利用料金制）
- (2) 管理運営者：指定管理者（有限会社アライズ）〈公募による〉
- (3) 指定期間：平成28年4月1日～令和3年3月31日（5年）

3 センターの管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、センターが地域住民の文化芸術活動などの創造的活動とその発表、及び優秀な芸術作品の鑑賞の機会を提供することを通じて、生涯学習活動及び芸術文化活動の振興に資すること、及び当該施設の使用を通じて地域住民の社会参加を促し、地域住民の福祉の増進が図られることを主な目的として設置された施設であることを理解し、以下の各号に掲げる点に留意して管理運営を行なうこととしている。

- (1) センターが常に市民をはじめとした使用者が使用しやすい施設であるよう、施設や設備の状況、使用者への対応などに常に注意を払い、サービスの向上に努める

こと。

- (2) 事故や犯罪の防止、情報の保護など、あらゆる面で使用者の安全性が確保できるよう務めること。
- (3) 指定管理者は、頭書の目的達成のため、市民の創造的活動やその発表を援助する事業、優秀な芸術作品の鑑賞の機会を提供するための事業などを企画・立案し、実施すること。
- (4) 効果的かつ効率的な管理運営に努め、頭書の目的が達成されるよう取り計らうとともに、経費の削減にも努めること。

4 開館日時

- (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (2) 休館日 次のいずれかに該当する日
 - ① 月曜日
 - ② 12月28日から翌年1月4日まで

5 指定管理者が行う業務等

- (1) センターの施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) センターの利用に関する料金の徴収に関する業務
- (4) センターの設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前項各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長が行うことができる権限に関する事務を除く業務
- (7) その他別紙「仕様書」に定めるとおり

※1 包括的再委託の禁止

指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、一部の業務については、市との協議の上、専門の事業者へ委託することができます。

6 管理に要する経費

センターの管理に要する経費は、利用料金及び自主事業の収入、並びに市が支払う指定管理料によって賄うこととします。

なお、センターは、「ハートピア勝北」として一括管理を行っていたため、次の経費については、建物全体の経費として、指定管理者が負担しています。

光熱水費（下水道使用料含む）

【添付書類】

- | | |
|-----|------------------------|
| 別紙1 | 津山市勝北文化センター条例・同施行規則 |
| 別紙2 | 位置図、建物平面図 |
| 別紙3 | 収支決算書（平成28年度～平成30年度） |
| 別紙4 | 利用実績表（平成28年度～平成30年度） |
| 別紙5 | 業務結果評価書（平成28年度～平成30年度） |
| 別紙6 | 前回の募集要項、仕様書 |